

支援事業・制度の概要

分野	⑩その他					
活用する場面	Ⅷその他					
事業・制度の名称	愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例					
趣旨	特定非営利活動法人は、新しい地域社会づくりの担い手として健全に発展していくことが望まれるところから、その設立・運営を税制面から支援する。					
対象	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人					
特例措置	対象となる県税の全額課税免除					
適用の範囲	税目	収益事業を行っていない 特定非営利活動法人		収益事業を行っている 特定非営利活動法人		
		適用期間	適用範囲	適用期間	適用範囲	
	法人県民税 均等割	制限なし	条件なし	制限なし	所得金額が年40万 円未満の事業年度	
	税目	収益事業の用に供さないもの		収益事業の用に供するもの		
		適用期間	適用範囲	適用期間	適用範囲	
	不動産取得税	制限なし	本来の活動用不動産	設立後 1年間	無償取得した不動産	
	自動車税	制限なし	本来の活動用自動車	—	—	
	自動車取得税	設立後 1年間	無償取得した自動車	設立後 1年間	無償取得した自動車	
	適用要件	この条例の規定の適用を受けようとする特定非営利活動法人は、県民税、不動産取得税、自動車税又は自動車取得税に関する申告期限(普通徴収の方法によって徴収される自動車税にあつては、納期限前7日)までに申告書を提出すること。				
	県の担当窓口	総務部行財政改革局税務課 TEL: 089-912-2200 FAX: 089-912-2199 E-mail: zeimu@pref.ehime.jp 各地方局税務課・課税課(相談窓口及び申告書提出先)				